

養老町広報紙有料広告掲載実施要領

平成25年3月29日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要領は、養老町有料広告掲載取扱要綱（平成25年養老町告示第43号。以下「要綱」という。）に基づき、養老町（以下「町」という。）が作成する広報養老（以下「広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広報に広告を掲載できる者、広告の内容及びデザインについては、要綱及び養老町有料広告掲載取扱要綱に関する基準（平成25年養老町告示第46号）の規定に従うものとする。

2 町税の滞納がある広告主は掲載しないものとする。

(町税納付状況調査)

第3条 町長は、広告主に町税の滞納がないことを確認するため、広告主の町税納付状況調査を行うことができるものとし、広告主はこれに同意するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告は2色刷りで、1枠当たりの大きさは縦45ミリメートル、横85ミリメートルとする。

2 広告の掲載は、1広告主について広報1号につき1枠とする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

3 前項の場合において、1広告主で1号につき2枠以上の広告を掲載するときは、隣り合う枠を1つの広告として使用することができる。

4 広告の掲載は、広報1号につき10枠までとする。

5 広告を掲載する頁及び場所については、町長が決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1号単位とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1号1枠につき8,000円とする。ただし、1回の申込みにより、同一の年度に発行する広報に連続して3号以上の広告の掲載を申し込むときは、1号1枠につき6,000円とする。この場合、同一の年度に発行する広報とは、5月号から翌年4月号までとする。

(申込み)

第7条 広報に広告の掲載を希望する者は、養老町広報紙広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告(紙媒体による原稿又は電子データ)を添えて、掲載を希望する月の前々月の末日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに町長に提出しなければならない。この場合、最大12箇月以内の掲載計画がある場合は、事前申込みをすることができる。

(広告の審査及び決定)

第8条 町長は、前条の申込書の提出があった場合は、要綱第10条に定める養老町広告選定委員会の審査を経て掲載の可否を決定し、養老町広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を全額納入しなければならない。

(広告内容の調整)

第10条 広報に掲載できる広告は、要綱第3条の定めによるほか、広報のイメージを損なうことのないよう広告主と調整した内容及びデザインとする。

2 広告にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 割引券、引換券その他これに類するものは、掲載しない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により広報への広告掲載を取り止める場合は、養老町広報紙広告掲載取下げ申出書(様式第3号)により、町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、災害その他町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広報との区別)

第13条 読者が、広報の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。